

平成元年四月十日提出
質問第一六号

公団住宅の火災に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成元年四月十日

提出者
新村勝雄

衆議院議長
原健三郎殿

公団住宅の火災に関する質問主意書

昭和六十三年十二月十八日住宅・都市整備公団東京支社松戸営業所管内光ヶ丘団地七十七号棟に火災が発生した。当該住宅は簡易耐火構造で一棟に四世帯が入居している建物である。火災は道路側の居宅より出火し、焰は急速に屋根裏をつたわって次々に隣家に燃え移り、地元消防隊の応急出動にもかかわらず三世帯全焼、一世帯半焼の被害を引き起こした。

この火災に関して次の各項にお答え願いたい。

- 一 本建築は、簡易耐火構造とされているが各戸間の隔壁が不完全で延焼防止の配慮がなされていない。構造上の欠陥によって被害を拡大させた公団の責任をどう考えるか。
- 二 公団は、被災建築物を補修して使用する方針と聞く。

その際、従来の隔壁を強化して完全な延焼防止の対策を講じ、また、同種の建物についても

同様に改修を行う考えがあるか。

三 被災者は、他の公団住宅に転居することとなったが、グレードが異なるため家賃負担が増加する。その差額を補償する考えはあるか。

四 公団住宅全部について、火災等の災害を防止するため、構造上の再検討、必要な改修等を行う考えがあるか。

五 入居者を災害から守るために、公団内に保険制度を創設する考えがあるか。
右質問する。